

鳥取県教育委員会告示第9号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成23年5月20日から施行する。

平成23年5月20日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県公立学校事務職員（臨時的任用職員）採用試験	合計得点及び順位	試験結果の発表日から1月間	各教育局	鳥取県公立学校事務職員（臨時的任用職員）採用試験	合計得点及び順位	試験結果の発表日から1月間	各教育局
鳥取県公立学校栄養職員（臨時的任用職員）採用試験	〃	〃	〃				
略				略			